

高等学校等就学支援金 家計急変支援制度 について

令和5年度から高等学校等就学支援金家計急変支援制度が創設され、令和3年の世帯年収が所得基準（目安910万円以上）を上回り、授業料の支援を受けられない方も、やむを得ない理由で収入が著しく減少している場合には、令和3年の所得によらずに授業料の支援を受けることができますようになります。

◇家計急変支援制度は、前々年（令和3年）の世帯年収が所得基準を上回るため、今は収入が少なくても、通常の就学支援金の認定を受けることができない方を対象とした制度です。

令和3年の世帯年収が約910万円未満の方は通常の就学支援金での申請を行ってください。

◇家計急変支援の対象となると思われる方は、事前に学校へご相談ください。

※高等学校等就学支援金オンライン申請システムについて

- ・システムが改修され、3月24日頃から通常の就学支援金と家計急変支援制度の就学支援金のどちらかを選択して申請する形態に変わる予定です。
- ・通常の就学支援金のオンライン申請を行う場合は、意向登録の後、「認定申請（家計急変）」ではなく「**認定申請**」を選択してください。

詳細は学校の事務室へお問い合わせください。